

一般社団法人日本自己血輸血学会 定款施行細則

第1章 総則

第1条 目的

この細則は、一般社団法人日本自己血輸血学会（以下「この法人」という。）定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

第2章 会費

第2条 会費の金額

この法人の年会費は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----------------|
| (1) 正会員 | 金 10,000円 (医師) |
| | 金 8,000円 (医師以外) |
| (2) 団体会員 | 金 30,000円 |
| (3) 購読会員 | 金 8,000円* |
- (* 購読会員の会費は2018年度会費から適用)

2 年会費は、当該年度分を所定日までに納めなければならない。

第3章 評議員の選出

第3条 評議員候補者

1. 自己血輸血学に関して功績のある者*
2. 理事長が1.以上の業績があるとして推薦した者

* 「自己血輸血学に関して功績のある者」については下記(1)～(4)の条件をすべて満たすこと。

- (1) 会員歴満2年以上の者であること。
- (2) 自己血輸血の業務経験（貯血式・回収式・希釈式）が2年以上、30症例以上あるものであること。
- (3) 日本自己血輸血学会会誌に筆頭または共著者としての論文が1篇以上掲載されていること。
- (4) 査読によって論文の採否を決めている学会誌に筆頭者としての自己血輸血学に関する論文が原著論文・症例報告・総説・その他の論文として1篇以上あること。

なお、日本自己血輸血学会会誌の論文が筆頭著者の場合は上記(4)の条件を満たしているものとする。

第4条 評議員候補者申請の手続き

評議員候補者は、履歴書（様式 1）、業績目録（様式 2）、別刷り（数編）とともに評議員 1 名の推薦状（様式 3）を添えて、次期社員総会の 8 週間前までに、事務局宛に提出する。

第5条 評議員審査委員会

常務理事会は前条の評議員候補者適格性を審査する。

第6条 評議員の委嘱

理事長は、評議員審査の結果を社員総会に報告し、承認を得て評議員候補者に対して評議員を委嘱する。

評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、再任時には評議員の継続の意志を理事長が確認する。

第7条 評議員の退任

1. 評議員は、年齢 72 歳に達した後、初めて開催される社員総会をもってその任を終える。

2. 理事長は、評議員に以下の理由があるときは、常務理事会の承認を経て、評議員の委嘱を解除することができる。

- (1) 会員資格を失った者
- (2) 正当な理由なく（*）2 年以上連続して評議員会を欠席した者
- (3) 病気その他の理由により、職務の遂行が著しく困難になったとき。
- (4) その他、職務を行わせることが本学会の利益に反すると認められるとき。

* 正当な理由とは、海外に滞在もしくは健康上の理由などを示す。

第4章 理事の選出

第8条 理事の定数

理事は評議員の選挙による 16 名とする。

第9条 理事の立候補

評議員は理事選挙に立候補できる（学術総会時の理事選挙の際に 68 歳未満の者）。理事選挙の公示は社員総会の 8 週間前までとする。立候補者は 4 週間前までに事務局に別に定める文書（様式 4）を提出する。

第10条 理事選挙管理委員会

理事選挙管理委員会は、理事選挙に立候補しない理事・監事および若干名の評議員をもって組織する。社員総会の 1 週間前までに、理事候補者名簿を全評議員に送付する。

第 11 条 理事の選出

理事は、定款の規定に従い、2年を1期とし、2期4年務めるごとに社員総会における選挙で選出する。半数を2年毎に選出する。再選を妨げない。

社員総会にて、8名を無記名投票で選び、最下位の得票数の者が複数ある時は、年齢の下の者を当選者とする。

第 12 条 理事の欠員補充

理事が欠員となった場合、次期選挙まで欠員の補充は行わない。

但し、欠員となった理事が1期目である場合には、次期選挙の際、定数8名に欠員となった理事の員数を加えて選出する。この場合、補充された理事の任期は、前条の規定に関わらず、1期のみとする。

第 13 条 例外規定

この法人の成立後の初回理事選挙においては、第11条の規定にかかわらず以下の方法によるものとする。

すなわち、16名を一括選出し、16名中得票結果の上位8名を2期4年とし、下位8名は1期2年とする。

得票数が同数のものは年齢の下の者を2期4年任期とする。

第 5 章 監事の選出

第 14 条 監事の定数

監事は2名とし会員の中から理事長が推薦し、社員総会の承認を受ける。

第 6 章 細則の変更

第 15 条 この細則を変更するには、社員総会の議決を経なければならない。

附則 本細則は、2015年3月5日から施行する。

細則一部変更 2016年3月10日

細則一部変更 2017年3月9日（下線部改定）